

健保だより

スタンレー電気健康保険組合

新年のごあいさつ

理事長 田辺 徹

新年あけましておめでとうございます

被保険者の皆さま、ならびにご家族の皆さまにおかれましては、すこやかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素より当健康保険組合の事業運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、4年間にわたりました新型コロナウイルスが、5月ようやく5類感染症に移行し、沈静化の兆しが見られました一方で、ウクライナ侵攻の長期化、イスラエル・ハマス衝突、身近なところでは輸入物価や燃料費が高騰し、庶民の生活はなかなか厳しさから脱していない状況が続いています。

健康保険制度に目を転じますと、日本の医療保険制度は現役世代が高齢者を支える仕組みとなっており、高齢者人口が増加する一方で、支え手となる現役世代の人口は減少していきます。当健保組合の支出の多くを占める高齢者の医療費等を賄うための拠出金等は、今後さらに増大していくことが見込まれ、財政状況はますます厳しいものとなると予想されます。

当健保組合は、こうした厳しい財政状況の中でも、医療費適正化のため、保健事業を通じて皆さまの疾病予防に取り組んでまいります。具体的には、診療データの分析により得られたエビデンスに基づき、特定健診・特定保健指導、コラボヘルス等を通じて皆さまの健康づくりをサポートして参ります。

スタンレーグループは、2023年度より開始した第Ⅷ中計において、健康経営推進を掲げ、健康増進取組を強化、社員エンゲージメント向上を通じ、「真にワークモチベーションにあふれた職場」を目指しています。

スタンレーグループが持続的に成長し続けるうえでは、我々一人ひとりが心身ともに健康で、仕事もプライベートも謳歌し、幸せな日々を送ることが非常に重要と考えています。

そのため、健康保険組合と致しましても、人間ドック、喫煙対策、生活習慣病の重症化予防等、健康に対する取り組みを積極的に推進していきます。

最後になりましたが、本年が皆さまにとって幸多き一年となることをお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

令和6年度以降の財政運営について

スタンレー電気健康保険組合 常務理事 小笠原功

いつも大変お世話になっております。

当健康保険組合の財政状況は、令和4年度は、4億8700万円の大幅な赤字となり、令和5年度も約5億円の赤字を見込み、別途積立金が大幅に減少することから、危機的な財政状況を迎えようとしております。

つきましては、財政立て直しのため、以下を次回組合会(令和6年2月15日)にお諮りする予定でございます。

1. 保険料率の変更(現行9.0%→変更後9.8%)
2. 高額療養費制度、傷病手当金制度の見直し
3. 秦野体育館の閉鎖・転用
4. 人間ドック自己負担の改定

新年から大変心苦しいお話を申し上げ、誠に恐縮ではございますが、加入事業所ならびに被保険者の皆様への丁寧な情報発信、ならびに組合理事・議員の方々のご意見をいただきながら進めてまいりたいと存じますので、引き続き、ご支援・ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

歯科検診『歯周病リスクチェックサービス』 のお知らせ



今年度も健康な歯の維持、生活習慣病悪化の予防ひいては医療費の削減を目的に「歯周病リスクチェックサービス」を行います。

対象者 18歳以上(2024年3月31日現在)の被保険者(社員)及び被扶養者(ご家族)

費用 全額健保にて負担(自己負担0円)

その他 募集人数に限りがあります

申込の際は健康保険被保険者証をお手元にご用意ください

保険者(健保)番号 ▶ **06136048** パスコード ▶ **23ste**

申込期間 ▶ 2024年1月15日(月)～2月4日(日)



下記URLまたは左のQRコードからWebにアクセスの上、お申し込みください

<https://jpm1960.org/gcfa/>

※お申込みの際には保険証をご準備ください

『スタンレー健康ゆるcan祭り』

結果報告

10月に開催をしました健康イベント『スタンレー健康ゆるcan祭り』には、多くの方に参加をいただきありがとうございました。1日歩数または体重記録の目標ミッションは77名の方がクリアされ、12月に達成賞のKENPOSポイント付与をさせて頂きました。また、特別賞については健保にて厳選な抽選を行いました。

MMTC Iさん

イベントをきっかけにkenposアプリをインストールしましたが、1日の目標歩数を設定し達成度がアプリで分かりやすく見える為モチベーションを落とさずに毎日歩くことができました。この調子でイベントが終わってもアプリを使って毎日歩きたいと思います。

HTC Nさん

特別賞の当選、とても嬉しく思っております。毎日、KENPOSアプリを使用してポイントを貯めるのを楽しんでおります。今後は日々の健康に向けて毎日10000歩を目標に頑張りたいと思います。

特別賞当選者コメントです。

UTC Tさん

毎朝ログインして体重を記録することで、自然と食事や運動に気を付けるようになりました。クイズもあり、健康に関する知識も深められました。

出向 Yさん

ウォーキングするきっかけにもなり毎日の日課になりつつあります。体調も体重も好循環に向かっている様に感じます。今後も継続あるのみ。です。

引き続きKENPOSはご利用いただく事が可能です。

期間限定イベントも来年度も皆さんの健康増進に向けたきっかけとして開催予定ですので今後も宜しくお願いします。

海外で治療を受けたときの医療費の払い戻し

海外で、急なけがや病気でやむを得ず現地の医療機関で治療を受けた場合、申請によりかかった医療費の一部の払い戻しが受けられます。これを「海外療養費」といいます。

国内で保険適用となる治療が対象

海外で治療等を受けたときは、日本の健康保険が使えないため、いったん現地の窓口で全額を支払い、後から加入する保険者（健康保険組合、協会けんぽなど）に申請すれば、かかった医療費の一部を「海外療養費」として払い戻しを受けることができます。被保険者だけでなく、被扶養者も同様です。

払い戻しの対象となるのは、日本国内で保険適用となる医療行為です。インプラントや美容整形など、国内で健康保険が適用されない医療行為や薬などは、払い戻しの対象になりません。また、治療目的で海外へ渡航して治療を受けたときや、帰国後でも可能な緊急を要さない治療、日本では実施していない治療を行ったときも対象にはなりません。

海外療養費の計算

海外療養費は、日本国内で同じ治療を受けたときにかかる医療費を基準に計算します。日本で治療した場合にかかる金額の自己負担分（原則3割）を負担し、残りの額が、加入する保険者から海外療養費として払い戻されます。

ワンポイント

- 国内で保険適用となる治療が対象
- 医療費は日本の医療費を基準に計算
- 現地の医療機関の証明書書類等が必要



申請手続き

海外の医療機関の窓口でいったん医療費の全額を支払います。その際、海外の医療機関から「診療内容明細書」と「領収明細書」を受け取ります。後日、保険者に「海外療養費の支給申請書」と必要書類（下記）とともに提出します。保険者で審査の上、払い戻しするかどうかを決定します。なお、海外で医療費を支払った日の翌日から2年を過ぎると、時効となり申請ができなくなるため、注意してください。また、海外療養費の払い戻しは事業主を経由して支払われ、海外への直接送金が行われないうちになっています。

提出書類

- ① 海外療養費の支給申請書
- ② (歯科) 診療内容明細書
- ③ 領収明細書
- ④ 現地で支払った領収書の原本
- ⑤ ②③④が外国語の場合は日本語の翻訳文
- ⑥ 受診者の渡航期間が分かるパスポートや航空券などのコピー
- ⑦ 海外の医療機関に照会を行うときの同意書

海外勤務、海外出張の方もご注意ください

健康保険では海外渡航中に病気やけがをされた方に向けて「海外療養費支給」の制度があります。

本制度は日本国内で同等の医療行為を受けた場合に金額換算をした7割を加入者に支給するものですが、**近年は海外での医療費が高額になっていることに加えて円安による影響もあり、実際の支払いに対して健保で支給できる金額に**

大きな差が生じている事案が見受けられます。（当健保組合においても海外にて2泊の手術入院で1,000万円もの支払いが必要となったケースが発生しています）

社用私用問わず海外渡航時には、ご自身で契約している医療保険の適用条件を事前確認いただき、不足が懸念される場合は**個人的に海外旅行保険への加入をお勧めいたします。**

令和6年度より 任意継続被保険者の保険料計算方法が 変わります。



令和6年3月末までに
資格取得されている方

- ①退職時の標準報酬月額
 - ②前年9月末日時点の当健康保険組合の
全被保険者の標準報酬月額の平均額
(令和6年度 26等級380,000円)
- のいずれか低い金額を適用

令和6年4月1日以降に
資格取得される方

退職時の標準報酬月額を適用

「年間医療費のお知らせ」書面配布の 廃止について(令和7年より)



従来書面で配布をしている「年間医療費のお知らせ」につきまして、令和6年までは書面で配布をしますが、令和7年より以下の方法にてご準備いただき医療費控除を受けるようお願いいたします。



- マイナポータルを活用した情報取得
(PDFにてダウンロード、当健保にてWEB対応予定です)
- 各自で領収書を保存いただく(要 事前準備)

医療機関等の受診にはマイナンバーカード！

マイナンバーカードで受診すると メリットがいっぱい！

顔認証付きカードリーダー等の医療機関・薬局への導入が原則義務化されています。医療機関への受診はぜひマイナンバーカードをご利用ください。



令和6年
秋から 健康保険証が廃止となり、
マイナンバーカードでの受診が基本に



以前は〇〇で受診されて
いて、薬は〇〇ですね



初めての病院でも、特定健診情報や
診療・薬剤情報が医師と共有できる

医療費控除が
スマホでできる
なんて便利ね



マイナポータルで医療費通知情報を
入手でき、医療費控除が簡単に

マイナンバーカードで受診するメリット

安心

よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。
※本人が同意した場合のみ。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少。
※本人が同意した場合のみ。
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。

便利

各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です。
- 高齢受給者証の持参もなくなります。

令和6年1月から

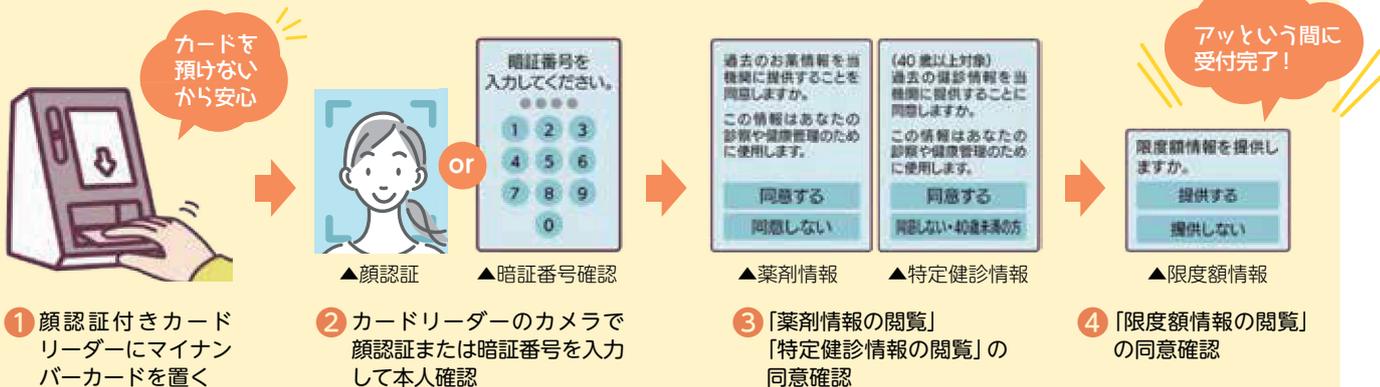
医療費の加算

	初診	再診	調剤
マイナンバーカード利用*	20円	0円	10円
従来保険証利用	40円	0円	30円

※患者負担は上記金額の2割または3割。加算があるのは同一医療機関において月に1回、調剤は6カ月に1回。
*オンライン資格確認による薬剤情報等の提供に同意した場合。

マイナンバーカードでの医療機関・薬局の受付方法

マイナンバーカードは**毎回受診時に持参して受付します!**



従業員の皆さまへのお願い

事業主からマイナンバーを求められた方は事業主に提出を

健康保険法施行規則により、事業主が資格取得の届出を行うために必要があるときは、被保険者に対し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項に係る事実を確認することができるものと規定されています。従業員の皆さまは、事業主からマイナンバーの提出を求められた場合には、すみやかにこれに応じてください。



マイナンバーカード Q & A

Q マイナンバーは希望すれば自由に変更することができますか。

マイナンバーは原則として生涯同じ番号を使い続けていただくものなので、自由に変更することはできません。ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合に限り、本人の申請または市区町村長の職権により変更することができます。

A

Q 住民票を移してもマイナンバーは変わらないのですか。

マイナンバーが漏えいし不正利用されるおそれのある場合を除き、生涯同じ番号を使い続けていただくため、マイナンバーは変わりません。

A

Q 新たに誕生した子供はマイナンバーの申請は必要ですか。

出生届を提出し、住民票登録がされた時点で、マイナンバーも作成されますので、改めて申請していただく必要はありません。

A

Q マイナンバーカードに有効期限はありますか。

20歳以上の場合は発行日以後10回目の誕生日、20歳未満の場合は発行日以後5回目の誕生日が有効期限になります。マイナンバーカードに搭載される電子証明書は年齢に関わらず、発行日以後5回目の誕生日が有効期限となります。

A

マイナンバーカードの健康保険証利用について 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



マイナンバーカードのメリットと安全性 デジタル庁

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/pros-and-safety/>

